

第二十二回国会 大蔵委員会 議録 第十七号

昭和三十年六月九日(木曜日) 午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事加藤 高藏君 理事内藤 友明君

理事森下 國雄君 理事大平 正芳君

理事奥村又十郎君 理事横路 節雄君

理事春日 一幸君

有馬 英治君 菅 太郎君

杉浦 武雄君 坊 秀男君

前田房之助君 山本 勝市君

淺香 忠雄君 黒金 泰美君

小山 長規君 薄田 美朝君

古川 文吉君 石村 英雄君

石山 繼作君 横山 利秋君

井上 良二君 川島 金次君

町村 金五君

出席政府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君

大蔵事務官(主 村上孝太郎君

計局長) 渡辺喜久造君

(大蔵事務官) 農林事務官(農 大坪 藤市君

林経済局長) 農林事務官(農 林経済局長) 橋 武夫君

農林事務官(農 橋 武夫君

林経済局長) 橋 武夫君

農林事務官(農 橋 武夫君

林経済局長) 橋 武夫君

農林事務官(農 橋 武夫君

林経済局長) 橋 武夫君

農林事務官(農 橋 武夫君

林経済局長) 橋 武夫君

農林事務官(農 橋 武夫君

林経済局長) 橋 武夫君

農林事務官(農 橋 武夫君

林経済局長) 橋 武夫君

農林事務官(農 橋 武夫君

林経済局長) 橋 武夫君

農林事務官(農 橋 武夫君

林経済局長) 橋 武夫君

農林事務官(農 橋 武夫君

同月八日 委員中山榮一君辞任につき、その補欠として中村寅太郎君が議長の指名で委員に選任された。

六月八日

写真機等に対する物品税軽減に関する請願(横川重次君外一名紹介)(第一九六五号)

揮発油税すえ置きに関する請願(小泉純也君紹介)(第一九六七号)

同(五島虎雄君紹介)(第一九六八号)

同(山口丈太郎君紹介)(第一九六九号)

同(瀬兼次郎君紹介)(第一九七〇号)

同(田中武夫君紹介)(第一九七一号)

同(田中武夫君紹介)(第二〇二〇号)

中小企業に対する課税軽減に関する請願(川村継義君紹介)(第二〇二二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案(内閣提出第七号)

昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴う食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案(内閣提出第八号)

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案(内閣提出第九号)

臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一六号)

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)(予)

証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇号)(予)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇号)(予)

登録税法の一部を改正する法律案及び農業協同組合中央会が不動産に關する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に關する法律案の起草の件

○松原委員長 これより会議を開きます。

まず去る二日、当委員会に審査を託されました国有財産特別措置法の一部を改正する法律案並びに去る三日、予備審査のため付託となりました証券取引法の一部を改正する法律案、証券投資信託法の一部を改正する法律案の三法律案を一括議題として、政府側より提案理由の説明を聴取いたします。藤枝政務次官。

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号を次のように改める。

一 地方公共団体から国に対し特定の用途に供する目的で寄附された財産について、国が当該用途を廃止した場合において当該地方公共団体(当該地方公共団体に当該財産を寄附した地方公共団体及びこれらの地方公共団体の区域に変更があつた場合にその区域が新たに属した地方公共団体を含む)が公共の用又は直接その用に供するとき。

第九條第一項中「企業を」を「中小企業」に改め、同條第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の交換をする場合における国有の機械及び器具の価額は、時価からその三割を減額した額とする。

第九條の二第二項を削り、同條を第九條の三とし、同條の次に次の二條を加える。

第九條の四 普通財産のうち土地又は建物その他の土地の定着物、又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、国有財産法第二十七條第一項の規定による場合の外、土地又は建物その他の土地の定着物と交換することができる。但し、交換に係る財産の価額の差額がその価額の多いものの四分の一をこえるときは、この限りでない。

第九條の五 国有財産法第二十七條第二項及び第三項の規定は、前二條の規定による交換について準用する。この場合において、同法第二十七條第三項中「第一項の規定により堅固な建物を」とあるのは、「国有財産特別措置法第九條の三又は第九條の四の規定により」と読み替へるものとする。

第九條の次に次の一條を加える。

第九條の二 旧軍用財産のうち機械及び器具は、左の各号の一に該当するもの及び国以外の者に使用させているものを除き、くず化するものとする。

一 国において直接その用に供する必要があるもの

二 特殊な機械(これに附属する機械及び器具を含む)又は集團をなす多数の機械及び器具であつて、土地、建物及び工作物等とともに一括して施設として利用することに適するもの

三 第九條第一項の交換に充てるもの

四 現に国内で製造されるものに照らし、性能の差異が小さいもの

六月七日

委員福田昌子君辞任につき、その補欠として石村英雄君が議長の名で委員に選任された。

第一類第五号 大蔵委員会議録第十七号 昭和三十年六月九日

2 前項の場合において、同項第二号から第四号までの一に該当するかどうかの判定が困難なときは、機械及び器具に關して学識経験を有する者の意見を徴するものとす

附則

この法律は、公布の日から施行する。

証券取引法の一部を改正する法律

案 証券取引法の一部を改正する法律

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 仲介」を「第五章の二 証券金融会社」に改める。

第二条に次の一項を加える。

この法律において証券金融会社とは、第五百五十六条の三の規定により大蔵大臣の免許を受けた者をいう。

第三十四条第一項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「前項」を「同項」に改める。

第三十五条中「登録申請者の営業用純資本額が前条第一項に規定する金額に満たない場合、又は」を削り、「同条第二項」を「前条第一項」に改める。

第四十条第一項中「証券業者の営業用純資本額が第三十四条第一項に規定する金額を下ることとなつたとき、又は」を削り、「同条第二項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十四条」の下に「第一項」を加える。

第四十一条第三項中「本店の所在地を管轄する法務局又は地方法務局」を「本店のもよりの供託所」に改める。

第四十三条中「同一の商号により」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四十三条の二 証券業者は、自己の名義をもつて、他人に証券業を営ませるはならない。

第四十九条第一項中「売買その他の取引」の下に「（以下信用取引という。）」を加える。

第五十一条第一項中「その他の者の有価証券と混同して」を削り、「書面」を「大蔵省令で定める事項を記載した書面」に改める。

第五十四条第一項第五号の二を削り、同項第六号中「第三十四条第二項」を「第三十四条第一項」に改める。

第六十六条を次のように改める。

第六十六条 割賦販売の方法により有価証券を売り付け、又は顧客からあらかじめ金銭を預り、若しくは借り受け、当該金銭を対価として有価証券を売り付けることを営業としよとする者は、政令の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

第九十一条第五項中「第三十四条第三項及び第四項」を「第三十四条第二項及び第三項」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五十章の二 証券金融会社

第五百五十六条の二 証券金融会社は、資本の額が五千万円以上の株式会社でなければならない。

第五百五十六条の三 証券取引所の会員に対し、信用取引の決済に必要な金銭又は有価証券を、当該証券取引所の決済機構を利用して貸し付ける業務を営もうとする者は、大蔵大臣の免許を受けなければならない。

前項の免許を受けようとする株式会社は、次に掲げる事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 商号及び資本の額

二 本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所

三 役員の名

前項の申請書には、定款、業務の種類及び方法を記載した書面その他大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。

第五百五十六条の四 大蔵大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力並びに有価証券市場の状況等に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号の一に該当する場合は、その免許を与えなければならない。

一 申請者が資本の額が五千万円以上の株式会社でないとき。

二 申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑

の執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三 申請者が第五百五十六条の十二の規定により免許を取り消され、又は第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項若しくは第五十九条の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四 申請者がその役員のうちに次のイからハまでの一に該当する者のある会社であるとき。

イ 第三十一条第一項第九号イからホまでに掲げる者

ロ 証券金融会社が第五百五十六条の十二の規定により免許を取り消された場合において、その取消の日以前三十日以内に当該証券金融会社の取締役であつた者で、その取消の日から五年を経過するまでのもの

ハ 第三十三条又は第五百五十六条の十第五項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分があつた日から五年を経過するまでのもの

五 申請書又はその添附書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるとき。

第五百五十六条の五 第八十四条及び第八十五条の規定は、証券金融会社の免許について準用する。この場合において、第八十五条中「第八十三条第二項各号の一」とあるのは、「第五百五十六条の四第二項

各号の一」と読み替へるものとす

第五百五十六条の六 証券金融会社は、証券取引所の会員に対する金銭又は有価証券の貸付に關する業務以外の業務を営もうとするときは、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

大蔵大臣は、前項の承認を受けようとする証券金融会社がある場合において、当該証券金融会社がその承認を受けようとする業務を兼ねて営むことが証券取引所の会員に対する金銭又は有価証券の貸付に關する業務の遂行をさまたげるものであると認めるときは、当該証券金融会社に通知して当該職員に審問を行わせた後、理由を示し、同項の承認を与えないことができる。

第五百五十六条の七 証券金融会社は、次に掲げる行為をしよとする場合においては、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一 商号の変更

二 発行する株式の総数又は資本の額の変更

三 金銭又は有価証券の貸付の方法又は条件の変更

四 第五百五十六条の九の規定による定款の定の変更

第五百五十六条の八 大蔵大臣は、証券金融会社の金銭又は有価証券の貸付の方法又は条件について、これらが一般の経済状況にかんがみて適正を欠くに至つたと認められる場合又は有価証券市場に不健全な取引の傾向がある場合において、有価証券市場における売買取

り

り

り

り

り

り

り

り

り

引を公正にし、又は有価証券の流通を円滑にするために特に必要があるとき、証券金融会社に通知して当該職員に審問を行わせた後、理由を示し、その変更を命ずることができる。

第五十六條の九 証券金融会社の代表取締役は、証券業者の役員及び使用人以外の者でなければならぬ。

証券金融会社は、その業務の中正を運営を図るため、その定款において、その取締役の総数のうちを占める証券業者の役員又は使用人である取締役の割合の制限に関する定を設けなければならない。

第五十六條の十 第五十六條の四第二項第四号イからハまでの一に該当する者は、証券金融会社の役員となることができない。証券金融会社の役員が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

大蔵大臣は、不正の手段により証券金融会社の役員となつたものがあることを発見したとき、又は証券金融会社若しくはその役員がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分違反したときは、その役員に通知して当該職員に審問を行わせた後、当該証券金融会社に対し、理由を示し、その役員の解任を命ずることができる。

第五十六條の十一 第六六條の規定は、証券金融会社の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者について準用する。

第五十六條の十二 大蔵大臣は、証券金融会社が、この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分違反したときは、当該証券金融会社に通知して当該職員に審問を行わせた後、理由を示し、その免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第五十六條の十三 大蔵大臣は、有価証券市場における売買取引を公正にし、又は有価証券の流通を円滑にするために必要があると認めるときは、証券金融会社に対し、その業務若しくは財産に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員にその業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第五十六條の十四 証券金融会社の業務の廃止又は解散の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五十五條第一項中「第五十四條、」の下に「第五十六條の十三、」を加える。

第五十七條第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第五十六條の三第一項の規定による免許を受けないで同項に規定する業務を営んだ者

第九十九條各号列記以外の部分中「又は証券取引所を、証券取引所又は証券金融会社」に改め、同条第四号中「又は禁止」を若しくは禁止又は第五十六條の十二の規定によ

る停止」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五 第五十六條の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき

第二百三條第三号中「又は第八十二條を、」第八十二條又は第五十六條の三」に改め、同条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 第四十三條の二の規定に違反して他人に証券業を営ませた者

第二百三條第一項中「又は職員を若しくは職員又は証券金融会社の役員若しくは職員」に改める。

第二百四條中「第六六條」の下に「第五十六條の十一」において準用する場合を含む。」を加える。

第二百五十五條第十五号中「第五十四條、」の下に「第五十六條の十三」を加え、同号の次に次の一号を加える。

九 第五十六條の七の規定による認可を受けないで同条各号に掲げる行為をしたとき

者が顧客から預託を受けた有価証券又はその計算において自己が占有する有価証券を担保に供し、又は他人に貸し付けているものがあるときは、当該有価証券については、改正後の証券取引法（以下「新法」という。）第五十一條第一項の規定を適用せず、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に旧法第六六條に定める制限の範囲内において同条に規定する営業をしている者は、新法第六六條の規定による大蔵大臣の承認を受けたものとみなす。

この法律の施行の際現に新法第五十六條の三第一項に規定する業務を営んでいる者については、この法律の施行の日から六月以内は、同項の規定は適用しない。その者がその期間内に当該業務の免許を申請した場合において、その申請について免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受けるまでの間も、また同様とする。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「銀行」の下に「及び証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第十三項に規定する証券金融会社」を加える。

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十條第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二 証券金融会社を免許し、これを監督すること。

証券投資信託法の一部を改正する法律草案

証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第七項中「証券投資信託」の下に「（以下「追加型証券投資信託」という。）」を加え、同項第二号中「その発行の際までに追加信託をした」を「その発行の日のある計算期間（第十一條第一項に規定する信託約款において定める計算期間をいう。）の期首における」に改める。

第十一條第二項の次に次の一項を加える。

追加型証券投資信託の信託約款においては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 追加信託をすることができる元本の限度額に関する事項

二 元本の追加信託についての公告に関する事項

第十五條の二 委託会社は、追加型証券投資信託について元本の追加信託をしたときは、遅滞なくその旨を書面で大蔵大臣に届け出なければならない。

第二十條第三項の次に次の一項を加える。

4 委託会社は、前項の請求があつた場合においては、その請求をした者が自己の権利の確保若しくは行使に關する調査を目的とし、又は委託会社の業務の運営若しくは受益者共同の利益を害することを目的としてその請求をしたと認められる相当の理由がある場合を除くほか、その請求を拒むことができない。

第三十四条第一号中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改める。
第三十五条中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十五条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 元本の追加信託をすることができる証券投資信託の受益証券でこの法律の施行の日前に発行されたものの記載事項については、なお従前の例による。

3 改正後の証券投資信託法第十二条第三項の規定は、元本の追加信託をすることができる証券投資信託に係る信託約款でこの法律の施行前に改正前の証券投資信託法第十二条第一項に規定する承認を受けたものについては、適用しない。

○藤枝政府委員 たいだいま議題となりました国有財産特別措置法の一部を改正する法律案外二法律案につきまします。提案の理由を説明申し上げます。

まず国有財産特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。国有財産の管理及び処分につきましては、主として国有財産法及び国有財産特別措置法に基きまして運営されておるものでありますが、今般国有財産特別措置法に若干の改正を加え、普通財産を譲与できる場合の範囲の拡張、固有の機械等の交換の特別措置による中小企業の合理化、固有の機械等の処分の促進及び普通財産の交換の円滑化等をはかるため、この改正法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の概要を申し上げます。まず、第一に國に寄付された財産の譲与に關する規定の改正についてであります。従来、地方公共団体から國に対し特定の用途に供する目的で寄付された財産につきましては、國がその用途を廃止した場合において、その財産を当該地方公共団体に限つて譲与できることとなつておりましたが、この場合の範囲を拡張いたしました。当該地方公共団体に当該財産を寄付した地方公共団体及びこれらの地方公共団体の区域が新たに属した地方公共団体に対しても譲与できることとするのが適当と存せられましたので、所要の規定を置くこととしたのであります。

第二に、中小企業者に対する機械等の交換の特別措置についてであります。従来、旧軍用財産の機械等につきましては、従来とも中小企業者の老朽機械等と固有の機械等と等価で交換ができることとなつておりましたが、中小企業者の設備改善による企業の合理化を一そ推進するため、これを改め

まして、固有の機械等を時価からその三割を減額した額で交換できることとしたのであります。第三に、固有機械等の処分についてあります。旧軍用財産の機械等につきましては、その処分の促進に資する必要があるもの、中小企業者の老朽機械等との交換に充てるもの、または、いわゆる一括転用施設等の用に供することに適するもの等を除き、すべてこれをくず化することとしたし、これに關する規定を新たに設けることとしたのであります。

第四に、普通財産の交換の特例についてあります。国有財産法におきましては、普通財産は土地または土地の定着物もしくは堅固な建物に限り、これをそれぞれ土地または土地の定着物もしくは堅固な建物と交換することができることとなつておりましたが、この場合のほか、土地または建物その他の土地の定着物相互においても交換できることとしたし、必要があり、所要の規定を置くこととしたのであります。次に、証券取引法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容の概要を説明いたします。

有価証券市場の機能をさらに強化するため、現存いたしております証券金融会社について適正な規制を行なつて信用取引の円滑な運営をはかり、もつて有価証券市場における有価証券の流通を円滑にする必要があり、あわせて証券業者に対する監督規定について若干の整備をはかる必要があると考えられますので、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について申し上げます。第一は、証券金融会社に対する監督規定を設けたことであり、この法律案におきまして、証券金融会社とは、証券取引所の会員に対し、信用取引の決済に必要な金銭または有価証券を、当該証券取引所の決定機構を利用して貸し付ける業務を営む会社をいい、その業務を営もうとするときは、大蔵大臣の免許を必要とするものとす。その資本の額も五千万円以上でなければならぬものといたしてあります。またその商号の変更、貸出方法または条件を変更する等の場合には、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力が生じないものといたします。とともに、取引の公正または流通の円滑に必要があると認めるときは、大蔵大臣は、貸出方法または条件について変更命令を出し得ることとしたし、また、その他監督のための所要の規定を設けてあります。

第二は、証券業者の監督規定についての若干の整備をはかつておることあります。すなわち、証券業の名義貸しを禁ずる規定を設けたこと、有価証券の割賦販売について規定の整備を行なつたこと等であり、

最後に、証券投資信託法の一部を改正する法律案につきまします。提案の理由及びその内容の概要を説明いたします。証券投資信託は、法律の制定以来長期産業資金調達の有力な手段としての機能を發揮して参つたのであります。昭和二十七年六月から実施せられました追加型証券投資信託につきまします追加信託を容易ならしめるため、その受益証券の記載事項を改めるほか、規定の整備をはかつて、この制度

の確立に資する必要があると考えられますので、この法律案を提出した次第であります。

この法律案の内容をいたしましては、第一に、現行法では追加型証券投資信託の受益証券について、その発行の際までに追加信託された信託の元本の累計額を記載せしめることとなつておりましたが、元本の追加信託を容易ならしめるために、その受益証券の発行の日の属する計算期間の期首における信託の元本の額を記載せしめることに改正することといたしてあります。

第二に、現在信託約款に定めるべき事項として法律に規定してあるものに加えて、追加型証券投資信託について、追加信託をすることができる元本の限度額及び元本の追加信託についての公告に關する事項を約款に定めるべきことといたしてあります。

第三に、元本の追加信託については遅滞なく届け出ることといたしてあります。その他規定の整備をはかつておることあります。

以上、三法律案の提案の理由を御説明申し上げました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○松原委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。三法案に対する質疑は後日に譲ります。

○松原委員長 次に、農業共済再保険特別会計の歳入不足をりめるための一般会計からの繰入金に關する法律案、昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴う食糧管理特別会計に

○松原委員長 次に、農業共済再保険特別会計の歳入不足をりめるための一般会計からの繰入金に關する法律案、昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴う食糧管理特別会計に

○松原委員長 次に、農業共済再保険特別会計の歳入不足をりめるための一般会計からの繰入金に關する法律案、昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴う食糧管理特別会計に

生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案、臨時通貨法の一部を改正する法律案の四法律案を一括議題といたします。右四法案につきましては、前回の委員会におきましては質疑を終了いたしておりますが、井上委員より、政府より提出された資料について発言を求められておりますので、この際これを許します。井上良二君。

○井上委員 先般、たぐいまれ議題となつております案件中、農業共済再保険特別会計へ一般会計から繰り入れます法案に關して、その再保険の会計の内容におきまして会計検査院から指摘されております点が数件ございまして、これに對して政府の方から、この処置を一体どういたすかという資料を要求いたしましたのでございまして。その資料がたぐいまれ配付されておりますので、その資料に基いて、二、三この法案を本委員会で採決いたします前に確かめておかなければならぬと思つて、しばらくお許しをいただきたいと思います。会計検査院から不当事項として指摘されておりますうち、一番重要な問題は、組合と組合員間において共済関係が成立してあるものに、掛金が共済責任の開始前に徴収されておらぬということが一つ、損害が発生いたしました、保険金がもたらえることがわかり、かつまた保険金が各共済組合に、この被害ならばこれだけ支払われるであろうということを予測し、さらにまた、その保険金が完全に入りまして後に、おいて相殺差引いたしておるといふ事実

があります。そういうことから考えますと、全く共済掛金をかけてない農家に對して、損害査定を行い、そして保険金の支払いを請求するといふことは、これは全く詐欺的行為であります。政府側の本委員会に提出された資料によりまして、たぐいまれ申し上げましたようなことは、ちょうど水稲については、その時期が農家の経済上、最も現金の余裕の少ない時期であり、また料率の個別化について、個々の農家の納得を得にくい等のために、その方で適期徴収が困難になつて、この点は本制度における最も重要な問題であるので、極力近い機会に制度の改正を行い、本制度を農家経済の実態に即応するよう改めたい。この問題の処置に對するごういふ政府側の方針を示していただいたのであります。しかしながら、前々から問題になつておることは、すでにかような実態といふものは、すでにかつから問題になつておることであります。今日までまだ本制度の改正に對する明確な方針を示されないのであります。一体どこに原因があつて、政府は所要の対策を協議されておるようでありませぬから、今日までまだ結論が出ておりませぬならば、政府の本制度改正に對する構想を明確に伺いたい。ごういふ場合によれば、ごういふのであろうという政府原案の構想がごういふと思つて、その構想を明らかにされたい。

それから今一つは、かような組合運営を行つておられますことに対して、この組合の運営の責任者に対しては、役員を明確にする、そして共済団体の公的資格を強化する。ごういふ

ことをいわれておるが、かような不明朗な運営をいたしておられます役員を、一体ごういふ明確化しようとするか、その二点を明らかにしていただきたいのであります。

○大坪政府委員 ただいま井上先生から、重大な農業保険制度につきましても、御意見があつたのであります。農業共済制度と申しますのは、先生もすでに御承知のように、農業の再生産を維持していくためには絶対に必要な制度でございます。ただ現在まで、昭和二十七年でありましたか、法律制定以來運用して参つたのであります。組合の運営につきましても、いろいろと御指摘のような遺憾な点がありましたが、ごういふことは、私どももいたしまして、深くその責任を痛感いたしました。ごういふ現状を考慮してみますと、何として弱小な組合が非常に多くて、いろいろ保険金と共済金との関係において、遺憾な状態を現出せざるを得ないような組合が多々あつたことは、先生が御指摘の通りでございます。この点に對しては、衆議院におかれども参議院におかれども、事態を非常に重視されまして、農業共済制度についての根本的な方針を確立するということで、農業共済制度の協議会が農林省の中に設けられておるのであります。目下協議会において、今後の農業共済制度をどうするかというところが論議の中心になつておられますが、われわれとしても、ただいま御指摘のような点について深く、思いをいたしまして、まず第一には、組合を農業災害補償制度に適應し得るような組織に組みかえていく。これを

委員会の結論で申し上げますれば、

もつと大きな組合に育てていくということが、一つの問題になつておるのであります。この点については、われわれとしても先般府原の課長を招集し、部長を招集し、かつ連合会の会長を招集いたしました。合併後の市町村に見合ふような組合に合併をいたしまして、組合の職員並びに仕事の内容の充実をはかつていくということ、現在その方に進んでおるのであります。それからたぐいまれ御指摘のありましたように、共済組合が保険掛金は取らない、しかも決定をした保険金の支払いをしない、いわゆる空転的な組合が全国にある程度あるということは、会計検査院の御指摘の通りであり、先生御指摘の通りでございます。これは、まず掛金を完全に徴収いたしました。他方損害がありまして大原則を徹底的に行いますように、目下府原当局を督励し、連合会を督励いたしました。この点が農業共済制度の根本であるということ、これを強くわれわれ指導しておるのであります。最近まで、ごういふ事例が全国の中に多少ありましたことにつきましては、まことに申しわけないと思つて、今後においては、ごういふことの絶対にならないように指導して参りたい、かように考えております。

○井上委員 問題はただいまお話の通りに、共済掛金を完全に義務的に納付した農家に被害がありました場合は、損害査定をして保険金を支払ふこの制度を貫くというところは、本法の規定してあるところでありませぬから、新しい問題ではありませぬ。全く今まで農林省が本制度徹底に對する指導監督を

出していたごういふこと、被害を受けました農家に保険金が渡つていないといふ組合が相当ある。ごういふ場合、この組合の役員をどう責任をどう一体処置をされておられますか。単に保険金の支払いを完了せしめたら、それで済ませますか。当然組合員に払ふべき金を政府から再保険の形で支払ふを受けておつて、その金を渡さなければならぬのに渡さぬで持つておるといふことは、これは完全に業務上の責任であります。さういふことをあなた方は認めておいていいとお考えになりますか。これをどうお考えになりますか。

○大坪政府委員 ただいま御指摘になりました通り、法律の精神に基く運用が農業共済組合について往々にして行われていないという点につきましても、われわれといたしまして、強く反省をいたしまして、まことに申しわけ

ないと思つておられるのであります。ただいま不当な事項をやつておられる共済組合の役員員についての責任の問題の御質問であります。御指摘の御質問、共済金を支払わないで組合で適当な操作をいたしたというよりなものでございましては、われわれといたしましては、必ず共済の規定の通りに支払うよう指示いたしました。かつ当該役員員につきましては、情状によりまして責任をとるよう、おのおのの組合につきまして現在まで指示いたしておるつもりでございます。

○井上委員 単に責任をとればそれで済むということでは済まされずならば、これはまことにありがたい(笑)適当な処置であらうと思つておられます。さうなことで事が済むならば——しかしこれは私もそれ以上ここで追及はいたしません。

いま一つ局長に伺つておきたいのは、昭和二十八年の決算報告に対する会計検査院の不当事項として指摘されたのに対して、あなたの方は、この会計検査院の決算報告に対する弁明書を出されておられますが、これは、今後さうなことはないように十分気をつけます。役員員に対する責任を明確にし、今後は監督していきます。こういふ弁明書です。ところが一昨日も指摘をいたしましたように、奈良県下の農業共済事業の検査の結果に関する資料を得ましたのですが、その資料によりまして、これは三十年三月の会計検査院の検査の結果でありますから、この弁明書の出ました後に行われまして、農林省に提出しました水稲の損害額所

につき支払うべき共済金の額は、四千九百七十一万八千余円、このうち農家に支払い済みの金額は三千八百五十三万七千余円、ただしこのうち一千三百七十二万二千余円は、共済金の未納のため、支払い共済金との相殺によつて経理しておる。従つてこの場合は、この千三百余万円というものは、共済掛金をかけていないために、保険金をもらつて差し引いたことになつておる。しかもこの保険金を差し引いて、さらに農家への未払い額が一千百十八万八千余円あり、このうち勝手に預金をしておるのが六百二十万、農協へ出資をさせておるのが二百三十九万五千余円、農協の賦課金として徴収しているのが三十二万五千円、病虫害等の防除費、建物建築費、オート三輪車その他組合の経費等に約三百三十万ほど出しておるようであります。一体この預金といふのは、組合の總會を經ておき金になつたことではありまじやうか。これらの各支出費目というものは、一体被害農家の了解の上でやられたものでありまじやうか。その点がわれわれとしてはまことに納得のいかぬところである。次の表の分につきましても、それぞれ水稲の場合と同様の措置がとられております。そこで目下農林省では、奈良県庁において各組合につき調査を行なつて、組合に保留中のものは、すべて組合員に対し成規の支払いを完了せしめるよう指示し、その他の分については、調査の結果に基いて適当な是正措置をとらせる方針である、こういふことがいわれておりますが、二十八年度の決算報告によると、弁明書とこれとはどういふ関係になりまじやうか。二十八年度の農林省の共済

保険に対する不当支出についての弁明書は、今後はさうなことはないと思つて、十分責任を持つて注意をさせます。その後三十年にまたここに出てきておるが、これは一体どういふことになりまじやうか。その点どういふことになりまじやうか。これは単なる作文を讀んでおるのと違つたのです。貴重な税金が出されておりますから、それは簡単にいかないのです。どうお考えでございますか。

○大坪政府委員 ただいま御指摘の点につきましても、奈良県におきまして、法律の建前と相当違つておられます。法律をやつておるといふことにつきましても、私もさういふことには、重大な関心を持つておるものであります。ただ御承知のように、農業共済制度につきましても、いろいろ法律的に考えます場合に、相当な問題があるのであります。直ちにどうであるといふ結論を出しにくい事例も相当あるのであります。その点につきましても、目下われわれの方におきまして鋭意検討いたしまして、ただいま御指摘のありました非違の点につきましても、どういふよきな是正の仕方をし、その上で、農民を納得させるにはどういふふうに持つていったらいいかといふことを検討いたしておるのであります。従つて、御指摘のありましたよきな点、わゆる弁明書の問題につきましても、多少そこに食い違つておるよきな点がある点、われわれといたしまして、それをさういふふうに考えざるを得ないのであります。ただ問題といたしましては、相当大きな問題であります。

で、今後御意見も十分拝承いたしまして、農業共済制度の本質とがわなないよきな適切な指導を加えて参りたい、かように考へておる次第であります。

○井上委員 たゞは奈良県の場合、農家への未払い額の一千万八千余円の内訳に、農家へ払うべき共済掛金を、建物の建築に七十万円使つたり、病虫害防除の経費等は当然やるべきことで、共済団体としては当りませぬことでありますから、このことについては指摘はいたしません。七十万円もの建物を建てたり、オート三輪車及び組合の諸経費に百三十六万八千余円を使つたり、農協の出資にこれを当てたり、しかも共済組合が勝手に農家に支払うべきものを、六百余万円も預金を持つておるといふよきなことは、一体会計上許されまじやうか。さういふことを大蔵省は全然調べずしてこの繰入金金の予算を要求しておるのですか。一体大蔵省は何をしておるのですか。だらしない話ではないか。これは単に奈良県だけの例じゃないと私は思ふ。調べてみれば、ほとんど全国各地がさうなことになるのでありまじやうか。さういふことをお聞き願ふ。さういふことについて、農林省はまことに遺憾を感ずる。さういふことが起らないよきようにいたします。今後は十分注意をしまして、再びかよきなことが起らないよきようにいたします。当然りつばな経理が行われるであらうといふことをわれわれも期待し、また大蔵省も期待したのであります。ところが三十年三月の決算書によると、会計検査院の地域に対する調査においても、かよきな事実が明らかにされてきておる。こ

ういふ事実を全然問題にせず、ただ再保険に赤字が出ておる。だからこれは一般会計から穴埋めしておけ、さういふよきに人の税金を使われたら、たまたまものではありませぬよ。なせもつと実態を調べないのか。もつと実態を調べれば、さういふことをしなくてもいいよきなことになるかもわからぬ。赤字が出ておつて、農協の団体の何十万、何百万円という建物を建てておるはさういふわけです。そんなことが許せまじやうか。そんなせいたくは繰り入れなどするよきな税金を私も出しておる。これを政務次官はどうお考えになるか。

○村上(老)政府委員 ただいまの非常に適切な御意見、私も同感であります。国民健康保険と農業共済保険というものが、農村における保険制度の二大支柱であるといふことは井上先生もよく御存じであらうと思つておる。これをただ単にびたりと停止しましたとき、さういふことになるといふ影響の結果も、井上先生御存じであらうと思つておる。昭和二十八年の会計検査院の報告、私たちが読みました。その中で指摘されておりました兵庫県の加古郡のごときは、結局末端の共済組合が四倍も吹つかけて要求している。それ果的には二倍の金がとられたといふよきな例も知つておられます。われわれはさういふよきな例を見まして、一体どこに原因があるかといふことを考へておる。われわれは、この対策として現在思い當つておられますこととして、大体二つの点があるのよきなから考へておる。一つは、共済組合に対して連合

会、連合会に対して農林省という査定

会、連合会に対して農林省という査定

中央に引き継がれる土地及び建物等の不動産につきましては、その取得の登記について登録税がかかることになっておりますので、この改組の実情に即して、これを免除しようというのであります。

この措置は、昭和三十一年三月三十一日までに登記せられるもの限り免除いたそうとするものでありまして、これによって免除される税額は約三百万円と見積られるのであります。

以上三法律案の起草原案について御説明申し上げましたが、これら草案につきましては、各委員とも異論のないことと存じますので、すみやかに委員会の一応の成案として御決定を願ひ、これに關する所定の議事を進められた上で、委員会提出の法律案として決定せられんことを動議として提出いたす次第であります。

○松原委員長 ただいま内藤君より動議が提出されましたが、この三法律案に対する起草原案につきまして、何か御発言はありますか。

○奥村委員 この三案の趣旨については賛成であります。ただこの租税特別措置法の一部改正につきましては、すでに政府提案で租税特別措置法の一部改正案が出ておりますし、これに対します自由党、民主党の修正案も出されようとしておりますが、同一の議会で同じ法律の改正案が別々に出され、別々に審議されるということが法制上可能かどうか、これについて明らかにしていただきたいと思ひます。この点法制局の意見を聞いてから決定していただきたい、かように思ひます。

○松原委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○松原委員長 それでは速記を始めます。

○渡辺主税局長

○松原委員長 渡辺主税局長から御疑問として提出されました問題につきまして、法制局長官林君に確かめましたところ、法律上の解釈としては、現在御提案になっているような形式でこれが可決になりましたら差しつかえない、こういう回答でございます。これを申し上げておきます。

○松原委員長 ほかに御発言はありますか。――ほかに御発言もないようでありますから、お諮りいたします。

これら起草原案を委員会の一応の成案として決定するに御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

この際申し上げますが、衆議院規則第四十八条の二の規定によりますと、「委員会は、予算を伴う法律案を提出しようとするときは、その決定の前、内閣に対して、意見を述べべる機会を与えなければならぬ。」ということになっておりますので、政府側において何か御意見があればお述べ願ひます。藤枝政務次官。

○藤枝政務次官

○松原委員長 ただいま御提案なさろうといたしております三法律案につきましては、政府として異存はございません。

○松原委員長 政府側の御意見はお聞き及びの通りでありますので、お諮りいたします。

これら三法律案を委員会の成案として決定し、これら成案を委員会提出の法律案として決定するに御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

なお、三法律案の提出手続等につきまして、委員長に御一任を願ひたいと存じますが、これに御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後零時十七分散会

〔参照〕

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

価格で売渡したことに伴う食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年六月十三日印刷

昭和三十年六月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局